

総務常任委員会に付託された事件について、審査した結果を御報告いたします。

議案第 83 号 岩国市 証人等の 実費弁償 支給条例の 一部を改正する 条例

議案第 84 号 岩国 市税条例の 一部を改正する 条例

議案第 85 号 岩国市 督促手数料 及び 延滞金徴収条例等の 一部を改正する 条例

議案第 90 号 字の区域の 変更について

議案第 91 号 字の区域の 変更について

以上 5 議案は、慎重審査の結果、原案妥当と認め、可決すべきものと決しました。

それでは、審査の状況について、御報告申し上げます。

議案第 84 号 岩国 市税条例の 一部を改正する 条例 の審査におきまして、委員中から、改正の内容と本市に与える影響についての質疑があり、

当局より、「改正の内容は主に 3 点あり、1 点目は、住宅ローンの控除である。従前より住宅資金の借入額に応じて所得税から控除を行い、控除し切れない分は住民税から控除しているが、今回の改正はその限度額を引き上げるものである。住民税からの控除分は国から全額補填があり、本市への影響はない。

2 点目は、寄附金税額控除である。ふるさと寄附金を行った場合、その額に応じて所得税と住民税から一定の控除を行っているが、新たに課税されることとなった復興特別所得税からも控除されることとなり、その分だけ住民税からの控除が減少し、結果、市民税としては増収となる。しかしながら、その額は所得税控除額の 2.1% であるので、影響はさほどないと考えている。

3 点目は、東日本大震災で家屋が滅失した後、残った土地の相続人がその土地を譲渡した場合の長期譲渡所得の特例に関するものであるが、岩国市には該当者がいない」との答弁がありました。

続いて委員中から、「今回の改正で、延滞金の利率が軽減されると聞いている。本市の延滞金の総額と、改正されることによる減額はどの程度なのか」との質疑があり、

当局より、「平成 24 年度の延滞金総額は約 3,000 万円である。改正された条例が施行されるのは平成 26 年 1 月 1 日からであり、平成 25 年度はさほど影響はないが、平成 26 年度以降は若干の減が見込まれる」との答弁がありました。

本議案は、慎重審査の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第85号 岩国市 督促手数料 及び 延滞金徴収条例等の 一部を改正する 条例の審査におきまして、

委員中から、改正後の延滞金の利率の根拠についての質疑があり、

当局より、「納期限後1カ月までは、特例基準割合に1%を足したものであり、納期限後1カ月を経過した場合、特例基準割合に7.3%を足したものとなる」との答弁がありました。

これを受けて委員中から、「延滞金の利率が下がったことにより、税金が徴収しやすくなるということはあるのか」との質疑があり、

当局より、「延滞金の率が下がることによって、すぐに収納率の上昇に結びつくというものではないと思われる」との答弁がありました。

これを受けて委員中から、「滞納が少なくなるよう、これからも鋭意努力していただきたい」との意見が出されました。

本議案は、慎重審査の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

なお、そのほかの案件につきましては、特に申し上げるべきことはございません。

以上で、総務常任委員会の審査報告を終わります。